

第66回(令和4年1月6日) 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	参考資料2
事務局提出資料	

1 1月4日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【1月7日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機：アラブ首長国連邦

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (11か国)

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (15か国・地域)

イタリア、英国、オランダ、韓国、ケニア、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州)、ポルトガル

ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (51か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド(カルナータカ州、ケララ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州)、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア(クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州)、オーストリア、ガーナ、カナダ全土、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、トリニダード・トバゴ、パキスタン、ハンガリー、フィンランド、ブラジル(サンパウロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア全土

ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、フィリピン、モロッコ、モンゴル

- ※「-----」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計63)
- ※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。
- ※12月4日以降、青字の国・地域からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機での待機を求めず、14日間の自宅等待機を求めている。
- ※12月10日以降、①青字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、②緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機に切り替える。